

# 帯広高等看護学院学則

〔平成19年11月2日〕  
教育委員会規則第2号

改正の沿革 平成20年教育委員会規則第2号、平成21年教育委員会規則第1号、  
令和3年教育委員会規則第2号、令和4年教育委員会規則第1号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 帯広高等看護学院(以下「学院」という。)は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)に基づき、看護師として必要な知識と技術を修得させ、地域における保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第1条の2 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 帯広高等看護学院

位置 帯広市西11条南39丁目1番3号

(課程、定員及び修業年限)

第2条 学院に専門課程の看護学科を置き、定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科	定員		修業年限
専門課程	看護学科 (3年課程)	総定員	135名	3年
		入学の定員	45名	

(在学年限)

第3条 学生は、6年を越えて在学することができない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 学院の創立記念日(10月24日)

(4) 学年を通じて12週間以内で学院長が定める季節休暇日

2 学院長は、教育上特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学院長が必要と認めたときは、授業を行わないことができる。

## 第3章 教育課程及び単位数

(教育課程及び単位数)

第6条 教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業の効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技は、30時間から45時間までをもって1単位とする。

## 第4章 入学、休学、復学及び退学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、毎年4月とする

(入学の資格)

第9条 本学院に入学できる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に

該当する者とする。

(入学の出願)

第 10 条 本学院に入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、学院長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 11 条 入学者の選考は、前条の入学志願者に対して、選抜試験を実施して行う。

(入学の手続き)

第 12 条 前条の選抜試験に合格した者は、指定する期日までに入学料を納め、かつ、保証人 2 名を定め、所定の書類を学院長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営み学生の身上に関して一切の責任を負うことができる者とする。ただし、選抜試験に合格した者が未成年者であるときは、保証人のうち 1 名は、親権者又は後見人でなければならない。

3 第 1 項に規定する保証人を変更するとき、又は保証人の住所、氏名等に変更があったときは、速やかに学院長に届け出なければならない。

(入学許可)

第 13 条 学院長は、前条の入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第 14 条 学生は、疾病その他止むを得ない理由により引き続き 1 ヶ月以上休学しようとするときは、保証人と連署した休学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の休学期間は、1 年を越えることができない。ただし学院長が止むを得ない理由があると認めるときは、1 年を限度として延長することができる。

3 休学期間は、通算して 3 年を越えることができない。

4 休学期間は、第 3 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 15 条 休学中の学生が復学しようとするときは、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第 16 条 学生は、退学しようとするときは、保証人と連署した退学届を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

## 第 5 章 単位の授与及び卒業

(単位の授与)

第 17 条 所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者に所定の単位を与える。

2 前項の成績審査は、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して決定する。

3 成績は、1 科目 100 点満点とし、各科目 60 点以上を合格とする。

4 成績審査は、当該科目の授業に 3 分の 2 以上出席した者でなければ受けることができない。

ただし、学院長が必要と認めた場合はこの限りでない。

5 病気その他の止むを得ない理由で成績審査を受けることができなかつた者は、追審査を受けることができる。

6 成績審査において不合格の者は、1 回に限り再試験を受けることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既習の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表 3 の備考の 2 に規定する大学、高等専門学校、学校、養成所又は養成施設に在学していた者 別表に掲げる授業科目

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者 別表に掲げる基礎分野の授業科目

2 前項の規定により認定を行うことができる単位の合計は、別表看護学科教育課程に定める単位数の合計の 2 分の 1 を超えないものとする。

(卒業)

第 19 条 学院長は、第 2 条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位を取得した者について、卒業の認定を行う。

2 学院長は、前項の規定により、卒業の認定を受けた者に対して卒業証書を授与する。

3 卒業の認定を受けた者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成 6 年文部省告示第 84 号)第 2 条の規定により、専門士(医療専門課程)と称することができる。

## 第 6 章 賞罰

(表彰)

第 20 条 学院長は、他の模範となる行為のあった者又は学業成績その他の業績が特に顕著な者を表彰することができる。

(懲戒)

第 21 条 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に、懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の基準及び手続等に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

## 第 7 章 授業料等

(授業料等)

第 22 条 授業料、入学料、入学検定料及び再試験料の額、徴収方法、減額その他については帯広高等看護学院授業料等徴収条例(昭和 45 年条例第 2 号)の定めるところによる。

## 第 8 章 会議

(運営会議)

第 23 条 学院の運営に関する事項を協議するため、運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

## 第 9 章 雑則

(学生心得)

第 24 条 学生は、学院長の定める学生心得を守らなければならない。

(学生健康管理)

第 25 条 学院長は、定期に学生の健康診断を実施する。

(委任)

第 26 条 この学則の施行について必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 31 日教育委員会規則第 2 号)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 6 日教育委員会規則第 1 号)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 10 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

(施行期日)

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広高等看護学院学則第 7 条の規定及び別表の規定は、この学則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学する学生に適用し、施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 2 月 9 日教育委員会規則第 1 号)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。